

東浦町生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における生涯学習の推進について研究協議を行うとともに、生涯学習の総合的な推進を図るため、東浦町生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を行う。

- (1) 生涯学習関連事業の連携及び協力に関すること。
- (2) 生涯学習推進事業の企画及び実施に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、副町長とする。
- (2) 副本部長は、教育長とする。
- (3) 委員は、生涯学習に関する事務を所掌する部の長及び関係課長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が招集しその議長となる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。